現場代理人の工事現場における常駐義務の緩和について

丹波篠山市(以下、「市」という。)では、工事請負契約条項第10条第2項に定められた現場 代理人の常駐規定について、建設業者の受注機会の拡大を図るため下記のとおり市が発注した建 設工事について支障がないと認めた場合に限り、他の工事の現場代理人との兼務を一部認める緩 和措置を行うこととしました。

1 工事請負契約条項について

市工事請負契約条項第10条に第3項を加え、現場代理人の常駐規定について、一部兼務することができるよう緩和措置を行います。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないとすることができる。
- 2 現場代理人の兼務を認める要件について
 - (1) 兼務しようとする工事が、すべて市が発注した工事であること。
 - (2) 兼務に係るそれぞれの工事の当初請負額が、500万円未満であること。
 - (3) 兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
 - (4) 現場代理人1人につき、兼任することができる工事の件数は3件までとする。この場合において、完成届を受理した工事については、その件数に含まないものとする。
 - (5) 密接に関連する2つ以上の工事又は一体性が認められる2つ以上の工事の場合は、上記 (2) に係わらず兼務することができる。(諸経費を調整する工事については、密接に関連 する工事とみなします。)
 - (6) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間、工事を全面的に一次中止している期間、 工場製作のみが行われている期間のいずれかに該当する場合。
 - (7) 現場代理人の兼務を認めた工事については、その後の設計変更等の理由により(2)の 要件を満たさなくなった場合においても、該当しているものとみなす。
- 3 兼務する場合の手続きについて

請負者が、次の内容について工事担当課の監督員に提出し、承諾を得るものとする。

- (1) 兼務する工事の「現場代理人・主任技術者届」の写し
- (2) 現場代理人との連絡体制及び兼務する工事間の連絡体制
- 4 現場代理人の兼務の解除について

現場代理人が兼務する工事において、次のいずれかに該当する場合、市は現場代理人の兼務を解除することができる。

- (1) 工事現場において事故が発生した場合
- (2) 工事現場において苦情が頻繁に発生した場合
- (3) 特別の理由がなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合
- (4) 特別の理由がなく、工事施工中の現場に1日に1回も出向いていない場合
- (5) 現場を不在にする場合の連絡体制が監督員に通知されていない場合
- (6) 兼務する工事の手続きについて、虚偽があった場合
- (7) その他兼務の解除が必要となった場合
- 5 その他
 - (1) 平成23年6月1日以降に行う入札公告又は入札通知若しくは見積り通知を行う工事から適用します。